廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1.事業の概要

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は、現在、施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において見直しの検討を行っている。

本事業は、<u>見直し後の家電リサイクル制度の円滑な施行のために普及・</u> <u>啓発を行う</u>とともに、家電リサイクル制度の<u>施行状況に係る実態調査等を</u> <u>実施する</u>ものである。

2.事業計画

見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発等事業(平成20年度)

- ・見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発
- ・見直し後の家電リサイクル制度の施行に係る政省令改正等のため の実態調査

家電リサイクル制度の円滑な施行のための施行状況調査等事業 (平成19年度~)

- ・2011年のアナログ放送停波へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄 の促進
- ・使用済家電の適正処理マニュアルを作成し、使用済家電の適正処 理に係る技術的支援を実施

3. 施策の効果

見直し後の家電リサイクル制度に基づき、<u>使用済家電の適正なリサ</u>イクルの推進が期待できる。

実態調査等により施行状況を正確に把握することで、家電リサイクル制度の円滑な施行が可能となる。

4. 備考

家電リサイクル推進事業 52,095千円

- (目)職員旅費
- (目)環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

見直し後の家電リサイクル制度の円滑な実施のための 12,334千円 普及啓発等事業

家電リサイクル制度の円滑な施行のための施行状況 39,761千円 調査等事業

家電リサイクル制度の見直し

家電リサイクル推進事業費 52百万円 (43百万円)

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)は、施行後5年が経過し、見直しの時期を迎えたことから、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、見直しのための検討を行っている。

家電リサイクル制度の見直しを行い、平成20年度において、

見直し後の家電リサイクル制度の普及・啓発等を実施し、使用済家電の適正なリサイクルを推進

2011年のアナログ放送停波へ向けたテレビの排出動向調査や、使用済家電の適正処理マニュアルの作成を行い、家電リサイクル制度を円滑に施行

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)

(第16回中央環境審議会・産業構造審議会合同会合(平成19年12月10日) 資料2)

- 1.現行家電リサイクル制度の成果
- 2. リサイクルに要する費用の回収方 式について
- 3.現行家電リサイクル制度の課題と解決の方向性
- 4. 個別課題への具体的な対策

- ・消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適 正排出の推進
- ・小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適 正な引渡しの確保
- ・不法投棄対策の強化
- ・3 R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃棄物処理・資源輸出の適正性を確保
- ・その他(品目拡大等)